

## 造林事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定数量 (m <sup>3</sup> )	請負予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
森林環境保全整備事業 (小友第一地区)	保育間伐 (活用型) 育成受光伐 誘導伐 検知 計	132.85 3.10 7.14 143.09	10,465 70 465 (11,000) 11,000		請負金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也) 別紙1 請負事業内訳書の とおり	小友第一 国有林 207林班 い小班外 40 別紙1 請負事業 内訳書の とおり	発注者の 指定する 山元土場

(注) ( )の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日から  
至 令和9年2月26日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

別紙2 特記仕様書のとおり

別紙3 特約事項（製品生産事業）のとおり

6 技術提案事項の履行確保

別紙4のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月19日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 岩手県遠野市東館町7番39号

分任支出負担行為担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 田村 喜信 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

## 請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量	備考
207い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	425m3	保育間伐活用型
207ろ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	150m3	保育間伐活用型
207に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	580m3	保育間伐活用型
207ほ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	450m3	保育間伐活用型
210い1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	80m3	保育間伐活用型
210い2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	25m3	保育間伐活用型
210い3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	140m3	保育間伐活用型
210ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	490m3	保育間伐活用型
210ろ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	90m3	保育間伐活用型
210に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	70m3	育成受光伐
214い3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	180m3	保育間伐活用型
214い4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	170m3	保育間伐活用型
214ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	230m3	保育間伐活用型
214ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	450m3	保育間伐活用型
214ろ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	300m3	保育間伐活用型
214ろ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	370m3	保育間伐活用型
214ろ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	600m3	保育間伐活用型
214ろ6		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	280m3	保育間伐活用型
214ろ7		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	20m3	保育間伐活用型
214ろ8		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	15m3	保育間伐活用型
214ろ10		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	100m3	誘導伐
214ろ11		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	480m3	保育間伐活用型

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量	備考
214は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	440m3	保育間伐活用型
214に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	350m3	保育間伐活用型
214に2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	180m3	保育間伐活用型
214に3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	490m3	保育間伐活用型
214に4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	290m3	保育間伐活用型
214ほ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	120m3	保育間伐活用型
214ほ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	470m3	保育間伐活用型
214ほ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	130m3	保育間伐活用型
214～1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	140m3	保育間伐活用型
214～2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	160m3	保育間伐活用型
214～3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	320m3	保育間伐活用型
216い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,050m3	保育間伐活用型
216ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	235m3	保育間伐活用型
216ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	110m3	保育間伐活用型
216ろ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	270m3	保育間伐活用型
216ろ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	30m3	保育間伐活用型
216ろ7		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	365m3	誘導伐
216ろ8		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	140m3	保育間伐活用型
216ろ9		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	15m3	保育間伐活用型
合計				11,000m3	
検知		素材	(1) の業務	4,512m3	
			(2) の業務	1,203m3	
			(5) の業務	5,285m3	
計				11,000m3	

## 別紙2

### 特記仕様書

- 1 虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- 2 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 3 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようすること。
- 4 アカマツの伐採搬出等については「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」、ナラの伐採搬出等については「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づいた事業実行とすること。
- 5 保安林の関係により、伐採開始時期は令和8年4月1日以降からとする。

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

別紙4

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和　　年　　月　　日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項目	評価	内容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載